

衆議院 第二十二回国会

商工委員会議録 第二十七号

(四二五)

昭和三十年六月十七日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長

田中 角榮君

理事長

新八君 瑞事山手 满男君

理事長

正男君 瑞事永井勝次郎君

理事長

敏君 阿左美廣治君

大倉 三郎君 小笠 公韶君

菅野和太郎君 笹本 一雄君

鈴木周次郎君 野田 武夫君

淵上房太郎君 加藤 精三君

鹿野 壱吉君 神田 博君

小平 久雄君 堀川 幸平君

南 好雄君 村上 勇君

田中 武夫君 櫻井 奎夫君

伊藤卯四郎君 舟地義之輔君

佐々木良作君

片島 港君

大倉 三郎君 田中 角榮君

出席國務大臣 通商産業大臣

内閣官房長官 公正取引委員会委員長

横田 正俊君

通商産業事務官 大臣官房長官

中小企業庁長官 議員

通商産業事務官 中小企業庁長官

通商産業事務官 議員

通商産業事務官 議員

通商産業事務官 議員

通商産業事務官 議員

通商産業事務官 議員

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

専門員 内地与四松君

同日

委員古島義美君辞任につき、その補欠として大倉三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員古島義美君辞任につき、その補欠として首藤新八君が理事に当選した。

六月十六日

百貨店法案(春日一幸君外十三名提出、衆法第一八号)の審査を本委員会に付託された。

理事田中彰治君理事辞任につき、その補欠として首藤新八君が理事に当選した。

同日

百貨店法案(春日一幸君外十三名提出、衆法第一八号)の審査を本委員会に付託された。

重油ボイラー設置の制限等に関する法律案中クリーニング業の適用除外に関する陳情書(東京都中央区銀座西八丁目全国クリーニング協同組合連合会長赤羽長一郎外二十一名(第二七三号))を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

連合審査会開会申し入れに関する件

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案(内閣提出第四二号)(参議院送付)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

百貨店法案(春日一幸君外十三名提出、衆法第一八号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

○田中委員長 昨日本委員会に付託になりました百貨店法案を議題としない審議に入ります。提案者よりその趣旨の説明を聽取いたします。春日一幸君。

○田中委員長 御異議なしと認め、さ

よ決議いたします。

(賛成の許可)

第三条 百貨店業を営もうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(支店設置等の許可)

第四条 百貨店業者は、次の各号の一に該当する場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

一 支店、出張所その他の店舗又は配給所を設置しようとするとき。

二 本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積を拡張しようとするとき。

三 店舗以外の場所において小売をしようとするとき。

四 営業日数及営業時間を変更しようとするとき。

(特定の営業方法の許可)

第五条 百貨店業者は、次に掲げる

営業方法を採用しようとするとき

は、通商産業省令で定めるところ

により、あらかじめ、通商産業大臣

の許可を受けなければならない。

この際理事辞任の件についてお詫びをいたします。理事田中彰治君より、理事を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんが。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

までは、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

なお理事辞任に伴う補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、首藤新八君を理事に指名いたしました。

- 一 中小企業に不當に影響を与えるがとく月賦販売

二 積立金組織による予約販売

三 特定顧客に対する限定展示即売行為

四 生産者の即売行為のために売場を提供する行為

2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項各号に掲げる営業方法が一般小売業者に対し著しく悪影響を及ぼすと認めるときは、これを中止し、又は変更すべきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各号に掲げる営業方法に関し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた内容に該当しない行為をしてはならない。

(仕入先との取引の規制)

第六条 百貨店業者は、次に掲げる行為については、通商産業省令で定めることにより、あらかじめ、当該行為についての一般的な契約条項を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 宣伝費の仕入先との共同負担

二 仕入先従業員の自己の営業のための利用

三 他人の委託を受けて行う販売行為

四 仕入商品の返品

五 仕入後における商品の値引規格を示した注文品の納入拒否

2 通商産業大臣は前項の許可をした後において、同項の契約条項が一般卸業者に対し悪影響を及ぼすと認めるときはこれを変更すべきことを命ずることができる。

3
百貨店業者は、第一項各項に掲げる事項に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた契約条項に該當しない行為をしてはならない。

（私的占古の禁止及び公正取引の
権利）規制する法律（適用除外）
の規定による許可又は命令をし
ようとするときは、あらかじめ、
公正取引委員会の同意を得なければ
ならない。

者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 みなす。
附則第二項の規定により許可を
受けたものとみなされた者であつ
てこの法律施行の際に第四条第三
三号の規定に係る業務を行つてい
るもの、つまび法律施行の日から

- 第八条** この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、通商産業省に百貨店審議会を通商産業局に地方百貨店審議会(以下「審議会」と総称する。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員九人以内で組織する。

3 会長及び委員は、商業に関する学識経験のある者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣又は通商産業局長が任命する。

4 前各号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他の審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への諮問)

(公正取引委員会の同意)

第九条 通商産業大臣は、この法律の規定による許可又は命令をしようとするときは、審議会は諮問しなければならない。

第十条 通商産業大臣(第十三条の規定により通商産業局長が通商産業大臣の権限を行う場合においては当該通商産業局長)は、この法

第七条 国、地方公共団体及び公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)は、百貨店業者に対し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない。

三、商局

第十六条 第四条、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

6 公共団体又は公共企業体がその所有する施設を百貨店業者に店舗として使用させて、もろ陽合せること、六ヶ月間を限り、同条の規定にかかるわらず、その業務を行うことができる。

- 第十三條** この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることがで
きる。

4
は配給所については、同条の規定による許可を受けたものとみなす。
附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者が、この法律施行の際現に工事に着手している第四条第二号に掲げる本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積の拡張については、同条の規定による許可を受けたものと

	産業合理化審議会	産業合理化に関する 重要事項を調査審議 すること。
に改める。 と。	百貨店審議会	百貨店の事業活動の 規制に関する重要事項 を調査審議すること。

第三十条の次に次の二条を加え

第三十条の二 通商産業局に、附属機関として地方百貨店審議会を置く。

2 地方百貨店審議会については、
百貨店法(昭和三十年法律第一
号)の定めるところによる。

○春日一幸君 それではお許しを得ま
して、ただいま議題となりました百貨
店法案の提案理由の説明をいたしま
す。

現在の百貨店問題は、単に大規模小
売業者たる百貨店対中小規模小売業者
との問題であるだけではなく、卸売業
者及び広く一般消費者にも関係の深い
問題となり、経済的影響のみならず、
社会的影響も深く大きくなっているの
であります。

戦前、旧百貨店法が制定された當時
の百貨店経営は、主として高級購買力
を対象としていたのであります。戦後は
一般中小企業と同じ広範囲な大衆
購買力を対象とするに至ったのであり
ます。また売り場面積について見ます
と、戦前の最高であった昭和十六年の
百二十五万三千平方メートルに対し
まして、昨年四月現在には百三十九万
三千平方メートルに増加をいたしまし
て、約一%の拡張になっております
が、引き続きさらに主要大百貨店は拡
張工事を続けておるような現状であります。
また百貨店の経営実態について
見ますと、公正取引委員会が、百貨
店の不公正取引について特殊指定の告
示を実施しておる現状を見ても明らか
な通り、販売行為においても仕入れ行
為においても、独占禁止法の規定にそ

あります。この原因は、限られたる国
内購買力に対しまして、百貨店が中小

規模小売業者の従来の購買力分野にま
で進出をしたためであるのであります

て、また現在の不況下にあって百貨店
相互間の競争がますます激烈になっ
ておるのであります。このよ

うに、今日のいわゆる百貨店問題の原
因は、深く我が国の経済事情に根ざし
たためであるのであります。このよ

る法律案

過度経済集中排除法等を廃止する

法律

十二年法律第二百七号)

一 過度経済力集中排除法(昭和二
百八号)

二 過度経済力集中排除法の施行に
伴う企業再建整備法の特例等に關
する法律(昭和二十一年法律第二
百八号)

三 過度経済力集中排除法第二十六
条の規定による持株会社整理委員
会の職権等の公正取引委員会への
移管に関する法律(昭和二十四年
法律第七十八号)

附 則

十二年法律第二百七号)

本条の規定による持株会社整理委員
会の職権等の公正取引委員会への
移管に関する法律(昭和二十四年
法律第七十八号)

この法律は、公布の日から施行する。

○根本政府委員 ただいま上程され
ました過度経済力集中排除法等を廃止す
る法律案について、その提案の理由を
御説明申し上げます。

する法律は、公正取引委員会への職権
等の移管を規定したもので、昭和二十
四年五月から公布実施されたものであ
ります。集中排除法の規定によって持
株会社整理委員会が過度の経済力の集
めを抑制することによって、企業再

中として昭和二十三年二月に指定しま
したものは三百二十五会社であります
が、そのうち二百九十七会社につい
ては、実際には日本発送電株式会社であ
つて、また現在の不況下にあって百貨店
相互間の競争がますます激烈になっ
ておるのであります。このよ

うに、今日のいわゆる百貨店問題の原
因は、深く我が国の経済事情に根ざし
たためであるのであります。このよ

うに、今日のいわゆる百貨店問題の原
因は、深く我が国の経済事情に根ざし
たためであるのであります。このよ

うに、今日のいわゆる百貨店問題の原
因は、深く我が国の経済事情に根ざし
たためであるのであります。このよ

うに、今日のいわゆる百貨店問題の原
因は、深く我が国の絏済事情に根ざし
たためであるのであります。このよ

ととなりました中小企業等協同組合法の
一部を改正する法律案について、日本
社会党を代表いたしまして、一部修正
案を提出いたします。

まず修正案を朗読いたします。

中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律案に対する修正案

中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律案の一部を次のように修
正する。

第三十五条に三項を加える改正規
定を削る。

第八十二条の八中「第十一項」を
「第八項」に改める。

以上であります。

次に提案の趣旨を簡単に申し上げ
ます。本案は、中小企業等協同組合法第
三十五条に、九、十、十一、の三項を
加えることにより、組合役員の選挙方
法を從来の無記名投票による方法のほ
かに指名選挙の方法をもとることがで
きるよう改訂しようとするものであ
りますが、安易な方法による特例が設
けられた場合は、特例が特例でなく、
その安易な方法が原則かのように運営
せられた場合が、過去にあまりにも多
かったことをわれわれは忘れてはなら
ないのであります。すべて多数人に
よって構成せられる法人や、組織の代
表者や執行機関は、その構成員全員の
自由な意思によって選ばれことが最
も民主的であり、かつ最も正しい方法
であることは言うをまかないのであり
ます。ことに協同組合主義なるもの
の発祥は、元來その倫理的根底は、個人
の尊厳と平等とに出发しており、すべ
ての派生的思潮はこの考え方の上に
立っているといわなければならぬ。

その意味において推進形式なる、かつ

ての賛賛会的上意下達の思想を、今日この日、なおかかる民主的立法の中に介在させようとすることは、時代錯誤もはなはだしく、まさに世紀のナンセンスであって、時代逆行性の尤たるものであり、現内閣の本質を暴露したものといわねばならない。そうではなくとも、本来この種の組合が、一部有力者の私利私欲追求の私党的色彩に陥つた例は、過去においてまたわが国のすみずみにおいて、もちろんの業種において、あまりにも多くわれわれは散見してきたのであります。

いざれにせよ、個人の尊嚴を忘却し、個人の自由意思を抹殺し、選択の自由と義務と、権利の止揚は、本来の協同組合主義の精神を没却するもはなはだしいものであつて、近代官僚及び現内閣の感覺倒錯であると申すのはかりません。

私は本案提出の趣旨を理解するに苦しむものであります。政府は施行後の経験にかんがみと申されているが、無記名投票による方法が、過去において正当な組合運営を、また組合の発展を阻害した実例があつたのか、私はいまだかつて無記名投票による役員選出の方法が不合理な結果をもたらしたといふことを聞いたことはありません。よろしく協同組合主義本来の精神にのつとり、自主的民主的に、自由にしてかつ明確な方法のみにより組合役員が選出せられ、その役員のもとに、組合員の組合員による組合のための協同組合業務の運営がなされるよう、賢明なる委員各々が本修正案に御賛同を賜わるようお願いいたしますして、修正案提出の趣旨表明を終ります。

○田中委員長 ただいま田中武大君外二名より提出された修正案に対してもはなはだしく、まさに世紀のナンセンスであつて、時代逆行性の尤たるものであり、現内閣の本質を暴露したものといわねばならない。そうではなくとも、本来この種の組合が、一部有力者の私利私欲追求の私党的色彩に陥つた例は、過去においてまたわが国のすみずみにおいて、もちろんの業種において、あまりにも多くわれわれは散見してきたのであります。

十二名より提出された修正案に対する質疑がありますれば許します。——質問終了いたします。
まず田中武大君外十二名提出にかかる修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少數。よって本修正案は否決せられました。

○田中委員長 引き続き原案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多數。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○田中委員長 本修正案について附帯決議案が提出されておりました。

○田中委員長 ただいま委員長の手元に、佐々木良作君外三十九名より、本案について附帯決議案が提出されております。

○田中委員長 ただいま委員長の手元に、佐々木良作君外三十九名提出の附帯決議案について採決いたしました。

機会において、予算支給するようその実現を期すること。

三、本改正案は原案に比し官僚支配の傾向を強めるものである。本法の実施に当つては其の弊に墮する事なきよう充分戒意すべきは勿論、可及的速かに協同組合本来の民主的運営を確立するよう積極的施策を尽すべきである。

右決議する
書する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参考〕

以上三項でありますが、趣旨が今的内容その通りでありますので、特に趣旨の説明を必要としないだろうと思ひますので、委員長において適当におはからい願いたいと思います。

○田中委員長 佐々木良作君外三十九名提出の附帯決議案について採決いたしました。

○田中委員長 本修正案に付する御異議はありませんか。

○田中委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 本修正案に付する御異議はありませんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることにして、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時四十分解散会

〔参考〕

中小企業等協同組合法の一部を改正

二、中小企業等協同組合の全国中央会及び都道府県中央会に対する補助金年間二千五百万程度を、早急の